

## 第 1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書のうち、当審査会が別紙において開示すべきであるとした部分を開示すべきである。

## 第 2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成 23 年 7 月 25 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「尾道市美ノ郷町の〇〇〇と△△△と□□□の土地と公有地（河川）の境界確定協議書」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、尾道市美ノ郷町〇〇〇と公有地（河川）の境界確定協議書については、不存在を理由として不開示とする決定（以下「本件処分 1」という。）を行い、尾道市美ノ郷町△△△と公有地（河川）の境界確定協議書及び尾道市美ノ郷町□□□と公有地（河川）の境界確定協議書については、条例第 10 条第 2 号に規定する個人情報に該当するとして、不開示決定（以下「本件処分 2」という。）を行い、平成 23 年 8 月 5 日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成 23 年 8 月 6 日、本件処分 1 及び 2 を不服として、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第 3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分 1 及び 2 を取り消し、全部開示を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分 1

##### ア 異議申立書

尾道市美ノ郷町〇〇〇との境界を県が一方的に決めた協議書が存在しないのは、事実の隠蔽を図るものであり不当な決定である。

##### イ 意見書

尾道市美ノ郷町〇〇〇と公有地の境界が確定しないと字界が不明となり、付近の住民に不利益が生じ、尾道市も字の管理ができない。

##### ウ 意見陳述

境界確定については、申請者へ境界確定不調通知書の通知は行っていない

ので、この事実は不法占拠ではありませんか。

そうでないなら、不調になった境界確定協議書の開示を求めます、もし本  
当に不存在ならば、法務局備付地図（旧公図）だけでも開示してください。

(2) 本件処分2

ア 異議申立書

尾道市美ノ郷町△△△と尾道市美ノ郷町□□□との境界は、法務局の登記  
において確定しているのに個人に関する情報を理由に開示しないのは不当な  
決定である。

イ 意見書

公有地の境界確定協議書は他県では公開している。

私的な部分は黒ぬりし、公的な部分、例えば、公図、実測図など公開する  
がよい。

ウ 意見陳述

不開示決定理由が特定の個人が識別されるためとあるが、境界確定協議書  
の1 立会年月日、2 民有地及び公有地の所在、3 公共用地の種別・名  
称、4 協議成立年月日、5 境界標の番号及び位置、6 その他参考にな  
る事項、7 添付図書のうち、実測平面図、法務局備付地図（旧公図）は個  
人名を黒塗りすれば、個人が識別されないので不開示の理由にはならない。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する内容を総合すると、本件処分を行った理  
由などについては、次のとおりである。

1 本件処分1

尾道市美ノ郷町○○○と公有地（河川）の境界確定協議書については、広島  
県境界確定事務取扱要領（平成7年9月1日施行）に基づき、平成16年6月  
28日付けで申請者から土地境界確定立会申請書が提出され、同年9月6日及び  
平成17年1月21日現地における境界立会を行ったが、隣接地の土地所有者の  
承諾がなく、境界確定の協議が調わなかったため、不存在とした。

なお、この境界確定については、申請者へ境界確定不調通知書による通知は  
行っていない。

2 本件処分2

尾道市美ノ郷町△△△と公有地（河川）の境界確定協議書については、平成  
16年6月28日付けで土地境界確定立会申請書が提出され、平成17年2月25  
日付けで境界確定協議書を交付した。

また、尾道市美ノ郷町□□□と公有地（河川）の境界確定協議書については、  
平成17年11月25日付けで土地境界確定立会申請書が提出され、平成18年1  
月19日付けで境界確定協議書を交付した。

境界確定協議書には、1 立会年月日、2 境界を確定した民有地及び公共  
用地の所在、3 公共用地の種別・名称、4 協議成立年月日、5 境界標の  
番号及び位置、6 その他参考となる事項、7 添付図書として、現況実測平  
面図、現況実測横断図、法務局備付地図（旧公図）、印鑑証明書、住民票、同  
意書があり、これらは財産の状況の個人に関する情報であって、開示すること  
により特定の個人が識別されるため、不開示とした。

## 第5 審査会の判断

### 1 境界確定協議について

境界確定協議は、国（県）有地の財産管理者である知事（委任を受けた建設事務所長等）が土地の所有者と協議して、国（県）有地とこれに隣接する私有地との所有権の範囲を互いに対等な立場で確認するものである。

### 2 本件処分1の妥当性について

本件処分1に係る対象文書は、尾道市美ノ郷町〇〇〇と公有地（河川）の境界確定協議書（以下「本件対象文書1」という。）である。

実施機関の理由説明書によると、本件対象文書1は、隣接地の土地所有者の承諾がなく、境界確定の協議が調わなかったため、不存在としたと主張する。

当審査会で、実施機関（土木局及び都市局）における境界確定事務の取扱いが定められた広島県境界確定事務取扱要領（平成7年制定）を見分したところ、その第11条には、「所長は、境界確定の協議が調ったときは、申請者に境界確定協議書を作成させるものとする。」と規定されており、このことからすると、境界確定が調わなかったものについては、本件対象文書1が存在しないとしても不自然ではないことが認められた。

したがって、実施機関が本件対象文書1を存在しないとして不開示とした決定は、妥当である。

### 3 本件処分2の妥当性について

本件処分2に係る対象文書は、尾道市美ノ郷町△△△と公有地（河川）の境界確定協議書及び尾道市美ノ郷町□□□と公有地（河川）の境界確定協議書（以下「本件対象文書2」という。）である。

実施機関の理由説明書によると、本件対象文書2のすべての情報は、個人の財産の状況に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、不開示としたと主張する。

しかし、個人に関する情報を不開示とすることを規定した条例第10条第2号は、明らかに個人のプライバシーの侵害とならないと考えられるものについては、特定の個人が識別される情報であっても、例外的に開示する措置として、ただし書イ及びハを定めている。

ただし書イは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報を不開示とする個人情報から除くとしている。

この点、本件対象文書2は、県が管理する公有地（河川）と民有地との境界を証するために作成されたものであり、境界紛争などが生じた場合には、境界を主張する際の根拠となるものであることや分筆登記などの登記申請時の添付資料となるものであることから、その性格からして、後日、公にされることを前提として作成されたものである。

また、不動産登記簿や法務局備付地図は法務局で誰もが閲覧できるものなので、その中に記載されている個人情報も開示の対象となる。

次に、ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を不開示とする個人情報から除くとしている。

そこで、上記に基づき、当審査会で、本件対象文書2を見分したところ、不

動産登記簿に記載された住所と異なる個人の住所，法務局備付地図の転写を行った者の氏名，個人の印影（割印を含む。），個人の電話番号，印鑑登録証明書，住民票を除き，不開示とすべき個人情報は見当たらなかった。

したがって，実施機関は，当審査会が別紙において開示すべきであるとした部分を開示すべきである。

#### **4 結論**

よって，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

別 紙

開示請求の対象となった公文書	審査会の判断
○尾道市美ノ郷町△△△と公有地（河川）の境界確定協議書 ※以下，添付書類	個人の印影（割印を含む。以下同じ）及び個人の電話番号を除き開示
・ 現況実測平面図及び現況実測横断図	個人の印影を除き開示
・ 写真（境界標）	個人の印影を除き開示
・ 法務局備付地図	法務局備付地図の転写を行った者の氏名及び個人の印影を除き開示
・ 印鑑登録証明書	不開示（実施機関の決定妥当）
・ 同意書	個人の印影を除き開示
○尾道市美ノ郷町□□□と公有地（河川）の境界確定協議書 ※以下，添付書類	不動産登記簿に記載された住所と異なる個人の住所，個人の印影及び個人の電話番号を除き開示
・ 現況実測平面図及び現況実測横断図	個人の印影を除き開示
・ 法務局備付地図	法務局備付地図の転写を行った者の氏名及び個人の印影を除き開示
・ 印鑑登録証明書	不開示（実施機関の決定妥当）
・ 住民票	不開示（実施機関の決定妥当）
・ 同意書	不動産登記簿に記載された住所と異なる個人の住所及び個人の印影を除き開示

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
23. 8. 22	・ 諮問を受けた。
23. 9. 1	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
23. 10. 12	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
23. 10. 17	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 11. 21	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 11. 28 (平成 23 年度第 8 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
23. 12. 15 (平成 23 年度第 9 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。
24. 1. 24 (平成 23 年度第 10 回第 1 部会)	・ 異議申立人から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
24. 2. 24 (平成 23 年度第 11 回第 1 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

今 井 光	弁護士
西 村 裕 三 （ 部 会 長 ）	広島大学教授
横 山 美 栄 子	広島大学教授